

令和8年3月31日

〔 各 府 省 官 房 長 等
各 行 政 執 行 法 人 の 長
日 本 郵 政 株 式 会 社 人 事 部 長 〕 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「通勤による災害の認定について」の一部改正について（通知）

「通勤による災害の認定について（昭和48年11月27日職厚一1029）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
一 （略）	一 （略）
二 「通勤」の範囲関係 「通勤」の定義については、補償法第1条の2に規定されているが、この場合において、具体的には次によるものとする。 (1)～(7) （略）	二 「通勤」の範囲関係 「通勤」の定義については、補償法第1条の2に規定されているが、この場合において、具体的には次によるものとする。 (1)～(7) （略）

(8) 「日常生活上必要な行為であつて人事院規則で定めるもの」について

「日常生活上必要な行為であつて人事院規則で定めるもの」としては、

① (略)

② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為

③～⑤ (略)

が定められている。この場合

(ア) (略)

(イ) (略)

「これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するもの」については、

I 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課

(8) 「日常生活上必要な行為であつて人事院規則で定めるもの」について

「日常生活上必要な行為であつて人事院規則で定めるもの」としては、

① (略)

② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為

③～⑤ (略)

が定められている。この場合

(ア) (略)

(イ) (略)

「これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するもの」については、

I 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課

<p>程、<u>専門課程、一般課程及び専攻科</u></p> <p>Ⅱ・Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ I からⅢまでに掲げるもののほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練が該当する。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>程、<u>専門課程及び一般課程</u></p> <p>Ⅱ・Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ I からⅢまでに掲げるもののほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練が該当する。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>三 (略)</p>
--	--

以 上